

## 学童クラブ 5・6 年生の受け入れについて

### 審議のポイント

5、6 年生の受け入れ対象児童は、特別支援学校及び特別支援学級に通学している者とする。また、受入れ枠を確保するため、入所要件の見直し（保護者の就労終了時刻 14 時以降を 15 時以降（1 時間繰り下げ）とする）も併せて行う。

### 1 これまでの経緯

平成 27 年度施行の児童福祉法の改定（学童クラブの対象者を概ね 10 歳未満→小学校就学児童へと拡大）及び子ども子育て支援新制度スタートにあわせ、多摩市子ども子育て会議において対象年齢の協議をいただき、次のとおり整理した。

#### 多摩市子ども・子育て支援事業計画【平成 27 年 3 月】

希望する高学年の児童（5・6 年生）については、教育課程の関係で放課後時間が極めて短いことから、学校の長期休業中に受入れます。

平成 29 年、「障害のある児童が 5 年生以降も学童クラブを利用できるよう早急に求める陳情」が多摩市議会に提出され、平成 29 年 9 月議会において採択された。

#### 陳情項目

- ①障害のある児童が、5 年生以降も放課後を地域で安心して過ごせるよう、学童クラブの利用拡充をしてください。
- ②子供に障害があってもなくても、母親が安心して仕事を続けることができ、活躍できる社会を作ってください。

平成 29 年 11 月 15 日及び平成 30 年 2 月 14 日に開催された「子ども・子育て会議」において、審議を行った。

### 2 対応策の考え方

#### (1) 5・6 年生の受け入れについて

##### ①成長が緩やかで、支援の必要性の高い児童

現行制度では、一律に学年で判断しているが、成長のスピードは児童一人ひとり異なるものである。障がいのある児童の放課後の居場所等としては、放課後等デイサービスが制度化されているが、保護者の多様な考え方に応えていくには、選択肢の幅を広げる必要性もある。

そのため、特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童について、5・6年生の受け入れを行うとともに加点措置をとることで優先させる。この対応は、4年生以下についても同様の措置をとる。

- 5・6年生については、特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童を受入れる。
- 特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童に対して加点を行なう。  
(1～3年生：+1点 4年生：+3点 5年生：+4点 6年生：+5点)  
基本、学年は超えない加点とするが、「3年卒クラブ」の考えから5・6年生の当該児については、4年生を上回る加点とする。

## (2) 5・6年生の受け入れに伴う対応

### ①低学年児童への配慮

児童は、年齢を重ねるなかで小学校や学童クラブにおける育成等を通じて成長する。

5・6年生の通年の受け入れにあたっては、これまで同じ基本指数であった4年生以上についても、学年ごとの明確な基本指数が必要である。その際、多摩市は3年生で学童クラブを卒業できるよう育成を行なっているため、その点を鑑みた点数付けを図る。また、個々の状況については、従来どおり基本指数をもとに加減を行い、公平性・公正性を担保する。

#### 【現在の学年別の基本指数】

1年生	2年生	3年生	4年生以上※
16	14	12	8

※5・6年生は長期休業中のみの受け入れ

#### 【改正後の学年別の基本指数】

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
20	18	16	12	10	8

### ②受け入れ枠の確保

現行制度の最低就労条件は、月12日以上及び1日4時間以上（就労終了時刻14時以降）である。学童クラブの目的は、親の監護に欠ける児童の生活の場の提供・支援である。

近年、授業時数の増加で児童の放課後の時間が短くなってきているが、平成32年度の学習指導要領の改正に伴い、児童の放課後の時間がさらに短くなる。

そのため、真に学童クラブを必要とする児童に入所いただくには、最低就労条件の見直しを行なう。

就労終了時刻 14 時以降を 15 時以降とする。(H29.12.1 現在では 25 名が該当)

### 3 実施内容

対象学年：1～4 年生。5・6 年生は「特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童」

基本指数：1 年～6 年生の学年ごとに適切な差をつける。

最低就労条件：月 12 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ就労終了時刻 15 時台以降

優先条項：「特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童」には、加点を行なうこと  
で優先する。これは、全学年を対象とする。

※下線は改正点

【入所イメージ】

入所順位※	対象者	入所順位※	対象者
1 位	1 年（当該児）	6 位	3 年
2 位	1 年	7 位	4 年（当該児）
3 位	2 年（当該児）	8 位	5 年（当該児）
4 位	2 年	9 位	6 年（当該児）
5 位	3 年（当該児）	10 位	4 年

※就労条件等が同条件の場合、上記のような入所順位のイメージとなる。

※「当該児」は、「特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童」

### 4 実施時期

平成 30 年 9 月入所より実施する。ただし、「基本指数」他、加点等基準表の変更については、年度途中での変更は難しいため、平成 31 年 4 月入所より実施し、平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月は試行期間とする。

入所要件最低就労の見直しにあたっては、その受け皿として児童館や、放課後子ども教室の更なる周知を行なう。